

○用語の定義

この支援制度における用語の定義は次のとおりです。

1. 事業所等 事業を営むための用に供する施設で、市長が認める施設をいう
2. 新設 市内に事業所等を有していない者が市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有する者が既設の事業所等以外に異なる業種の事業所等を市内に設置することをいう
3. 増設 市内に事業所等を有する者が既設の事業所等のほか、同一業種の事業所等を市内に設置すること又は既設の事業所等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所等を拡充及び更新することをいう
4. 移設 市内に事業所等を有する者が当該事業所等を市内の他の場所に移転することをいう
5. 事業者 事業所等を新設、増設又は移設し、自ら当該事業所等を使用して事業を行う法人及び個人をいう
6. 操業開始 事業所等を新設、増設、又は移設し、事業を開始することをいう
7. 固定資産 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう
8. 投下固定資産 事業所等を新設、増設又は移設するために新たに取得した固定資産をいう。ただし、規則で定めるものを除く
9. 中小企業 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう
10. 基準日 操業開始後に毎年到来する創業開始の日に当たる日をいう
11. 常時雇用従業員 常時雇用する従業員（労働基準法第21条各号に規定する者を除く。）をいう。ただし、賃金が日額又は時間額で定められている従業員及び社会保険未加入の者を除く
12. 新規雇用従業員 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員（基準日において、1年以上本市に居住し、かつ、1年以上引き続き雇用された者に限る。）をいう
13. 基準従業員数 操業開始の日の1年前における常時雇用従業員の数を用いる
14. 学卒就職者 中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校及び職業訓練所等を卒業又は中退し、1年以内に就職した者をいう
15. 転入就職者 市外に住民登録していた者で、本市に転入し住民登録した日から1年以内に就職した者をいう。

○条例第7条第2項の解釈について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例による事業所等設置助成金について、「過疎地域特別措置法条例」及び「地域未来投資促進条例」の適用の対象となる場合、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しませんが、適用外となった期間は交付します。この場合においての上限額は、事業所等設置助成金の助成総額から「過疎地域特別措置法条例」及び「地域未来投資促進条例」により課税免除を受けた額を差し引き適用期間で除した額と、単年で交付する上限額のいずれか低い方の額とします。

(過疎法の対象例)

製造業の増設等で雇用5人、投下固定資産8,000万円、賦課された固定資産税80万円の場合、過疎法による固定資産税の減免を受ける期間（3か年）は事業所等設置助成金を交付しない。その後の2か年は事業所等設置助成金の交付対象となるが、交付される額は30万円を2か年となる。

事業所等設置助成金の助成総額 60万円×5年 = 300万円

減免された固定資産税額 80万円×3年 = 240万円

(300万円－240万円) / 2年 = 30万円 … A

事業所等設置助成金の単年度上限額 60万円 … B

A < B (Aの額が低いのでAの額が上限)